

A 3. 0 3

**国際登録出願に係る商品及び役務の記載に関して
国際事務局から欠陥の通報があった場合の取扱い**

国際事務局は、国際登録出願に係る商品及び役務の分類又は表示に関し、不備があると判断した場合は、商品及び役務の分類欠陥通報又は表示欠陥通報（以下「分類・表示欠陥」という。）を本国官庁及び出願人に対し送付する（共通規則 1 2 及び 1 3）。

出願人が「分類・表示欠陥」に対して意見を述べることを希望する場合は、「分類・表示欠陥」の通報日から 3 月以内に本国官庁経由で国際事務局に意見書又は是正提案書を提出することができる。

その場合の手続は、原則として、以下のとおりとする。

1. 本国官庁は、国際事務局から「分類・表示欠陥」があった旨を出願人に通知するとともに、出願人が「分類・表示欠陥」に対して意見を述べることを希望する場合は、通知日から 1 4 日以内に本国官庁に意見書又は是正提案書を提出するよう求めることとする。

2. 意見書又は是正提案書に係る分類、商品又は役務の記載について、基礎登録又は基礎出願における指定商品又は指定役務と同一若しくはその範囲に含まれているものと認定できないときは、本国官庁は当該意見書又は是正提案書を差し替えるよう出願人に促すこととする。

3. 意見書又は是正提案書に係る分類、商品又は役務の記載について、基礎登録又は基礎出願における指定商品又は指定役務と同一若しくはその範囲に含まれているものと認定できるときは、本国官庁は、当該意見書又は是正提案書を国際事務局に送付することとする。

※ 国際商標登録出願審査室は、上記 2. 及び 3. の認定に係る判断について国際意匠・商標出願室から要請を受けた場合、協議により処理することとする。

[説明]

・国際事務局から料金不足について指摘があった場合の支払いは、出願人が、直接国際事務局に対して不足金額を納付することとする。